

坂監報告 26 第 5 号

平成 26 年 8 月 21 日

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市監査委員 本 多 聰
坂出市監査委員 楠 井 常 夫

資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により，平成 26 年 8 月 1 日付けで審査に付された平成 25 年度決算により算定した資金不足比率を審査したので，その結果について次のとおり意見を提出する。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成25年度決算により算定した資金不足比率

対象となる公営企業会計

①水道事業会計

②市立病院事業会計

③下水道事業特別会計

④坂出港港湾整備事業特別会計

2 審査の期間

平成26年8月1日から同年8月18日まで

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎資料」という。）が適正に作成されているか確認し、また担当課より説明を求めて審査を実施した。

第2 審査の結果

1 資金不足比率の総括

審査に付された資金不足比率並びに算定基礎資料は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された資金不足比率は以下のとおりである。

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①水道事業会計	—	20.0%
②市立病院事業会計	—	
③下水道事業特別会計	—	
④坂出港港湾整備事業特別会計	—	

（注）資金不足比率について、比率が算定されない（資金不足がない）場合は「—」を記載とする。

2 資金不足比率の個別事項

算 定 式

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100 = \text{資金不足比率}$$

(注)「資金不足比率」0(ゼロ)および△(負の値)表示は、資金不足が生じていない財政状況を示す。

①水道事業会計

$$\frac{\triangle 1,330,654 \text{ 千円}}{1,254,948 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 106.0 \%$$

資金不足額は生じていない。

②市立病院事業会計

$$\frac{\triangle 3,519,639 \text{ 千円}}{3,699,287 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 95.1 \%$$

資金不足額は生じていない。

③下水道事業特別会計

$$\frac{291,284 \text{ 千円}}{531,491 \text{ 千円}} \times 100 = 54.8 \%$$

本会計は、決算では資金不足が認められる。しかし、事業の性質上、算定に際して将来解消が見込まれる解消可能資金不足額の控除が認められているため、資金不足額が生じないこととなる。

④坂出港港湾整備事業特別会計

$$\frac{\triangle 21,219 \text{ 千円}}{22,256 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 95.3 \%$$

資金不足額は生じていない。

第3 意 見

本年度は、全ての公営企業会計において、資金不足額は生じていない。